

著作権法改正35条施行と オンライン授業等

1. 基本知識の確認
2. 改正35条の概要
3. 暫定ガイドライン等の説明
4. Q & A
5. 異時公衆送信の教材開発
6. その他 今後の検討事項



基本知識

※ここは簡単に説明します。

著作者の権利

著作者人格権

著作(財産)権

権利期間

著作物創作時点から
著作者死後**70年間**
映画著作物は公表後
70年間

支分権

権利制限規
定30~50条

★公表権 著作権法18条

★氏名表示権 著作権法19条

★同一性保持権 著作権法20条

★複製権 著作権法21条

★上演権及び演奏権 著作権法22条

★上映権 著作権法22条の2

★公衆送信権等 著作権法23条

★口述権 著作権法24条

★展示権 著作権法25条・・原作品展示

★頒布権 著作権法26条・・映画の著作
物をその複製物により頒布する権利

★譲渡権 著作権法26条の2・・映画除く

★貸与権 著作権法26条の3

★翻訳、翻案権 著作権法27条

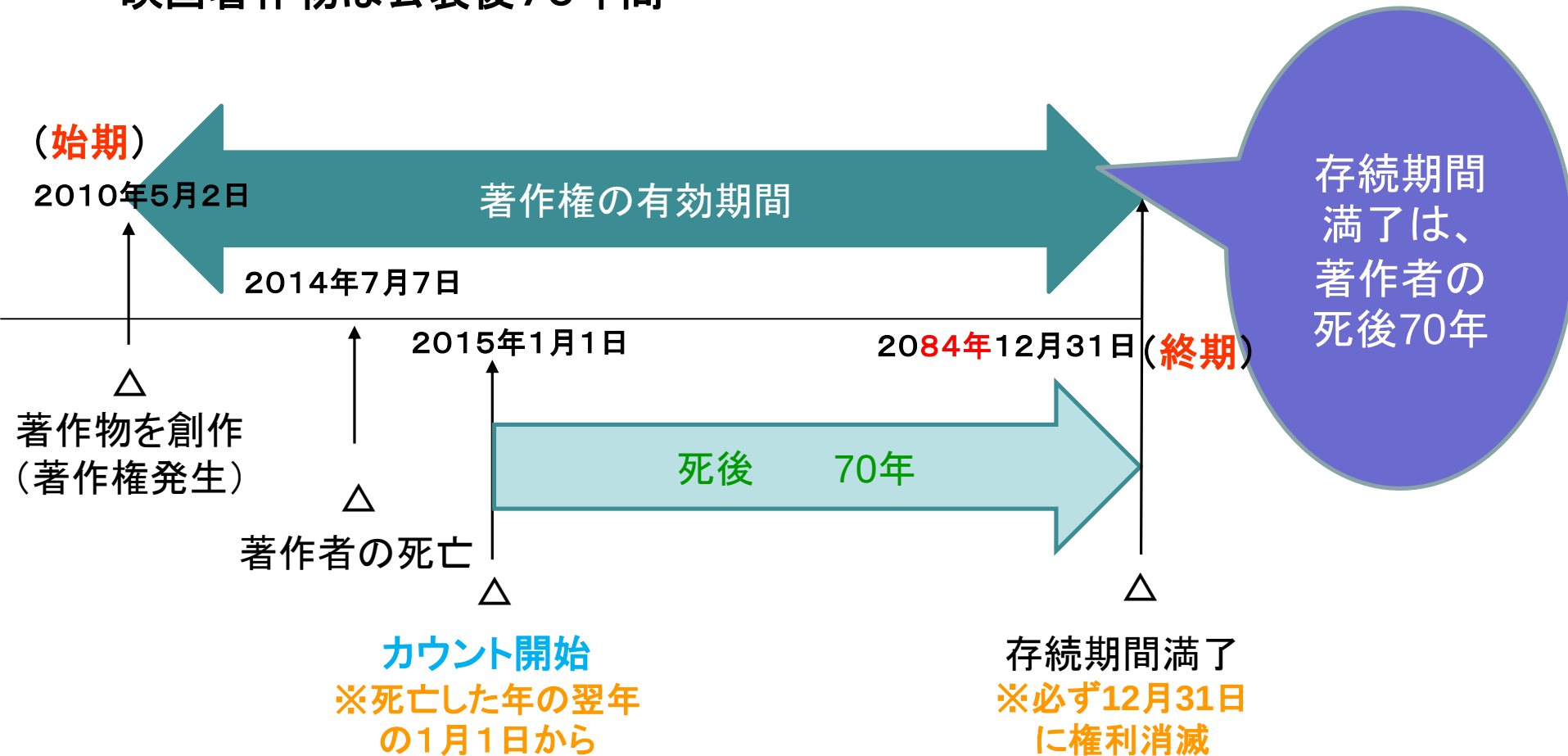
★二次的著作物に対する原著作者の権利
著作権法28条

2018年12月30日以降の著作(財産)権の権利期間

権利期間

著作物創作時点から**著作者死後70年間**

映画著作物は公表後70年間



著作物を伝達する者の権利

著作隣接権

権利期間

実演、音の固定
を行ったときに始まり、
翌年から70年間

ただし、放送事業者と
有線放送事業者の
権利については、
放送あるいは有線放送
を行ったときから50年

★実演家の権利

著作権法90条の2～95条の3

氏名表示、同一性保持、録音録画、放
送、送信可能化、商業用レコード二次
利用、貸与権等

★レコード製作者の権利 ● ●

著作権法96条～97条の3

複製、送信可能化、商業用レコード二次
利用、譲渡、貸与等

音を最初
に固定した
者

★放送事業者・有線放送事業者の権利

著作権法98条～100条の5

複製、放送、有線放送、伝達(放送を受
信し、映像を拡大する特別の装置を用
いてその放送を公に伝達する権利)

出版権

「複製権者」が、その著作物を文書又は図画として出版すること等を引き受ける者に対し与える権利。

出版者

★出版権の内容等

複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物により頒布することを含む。）又は当該方式により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて公衆送信を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができる。

★出版権者の義務

6か月以内に出版する義務

継続して出版する義務（著作権法81条）

(イメージ1) 授業スライド等の異時公衆送信

授業前

授業で使用する
スライドをサー
バに蔵置、事前
に取得させる

授業時

事前取得したス
ライドを読み込
んだことを前提
に授業を進める

異時公衆送信

(イメージ2) 授業映像の異時公衆送信(反転授業)

授業前

授業時

授業後

反転授業

授業に必要な知識項目
を事前に
映像で学習

事前学習した知識項目
を前提に深く議論する

授業時の深い議論を進めて考えをまとめる等

映像をサーバ経由で視聴すると異時公衆送信

授業時間以外の学習の実質化!

授業前

授業時

授業後

従来の授業



知識項目を講義で説明する

知識項目を前提に考えをまとめる

(イメージ3) 授業映像を後日配信

授業時

授業映像を収録



サーバに蔵置



授業後

サーバに蔵置された映像を



閲覧(ダウンロード)する



異時公衆送信



2018年改正著作権法第35条



2020. 4. 28施行

グレー部分が黒と白に変化(2020年4月28日施行)

●改正条文 第35条(学校その他の教育機関における複製等)

1 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における**利用**に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを**受信装置を用いて公に伝達**することができる。**ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

グレー部分が黒と白に変化(2020年4月28日施行)

- 35条の主要なグレーゾーンが おおむね 消滅した
条文を素直に解釈すると、施行日以降は補償金管理団体との契約なしの異時公衆送信は個別の権利処理が必要になる。

授業の過程で利用する公表された著作物の複製



従来通り無許諾かつ無償で複製可能

遠隔授業における同時公衆送信(対面授業の延長線上)



従来通り無許諾かつ無償で公衆送信可能

手続きが
必要

一定の異時公衆送信

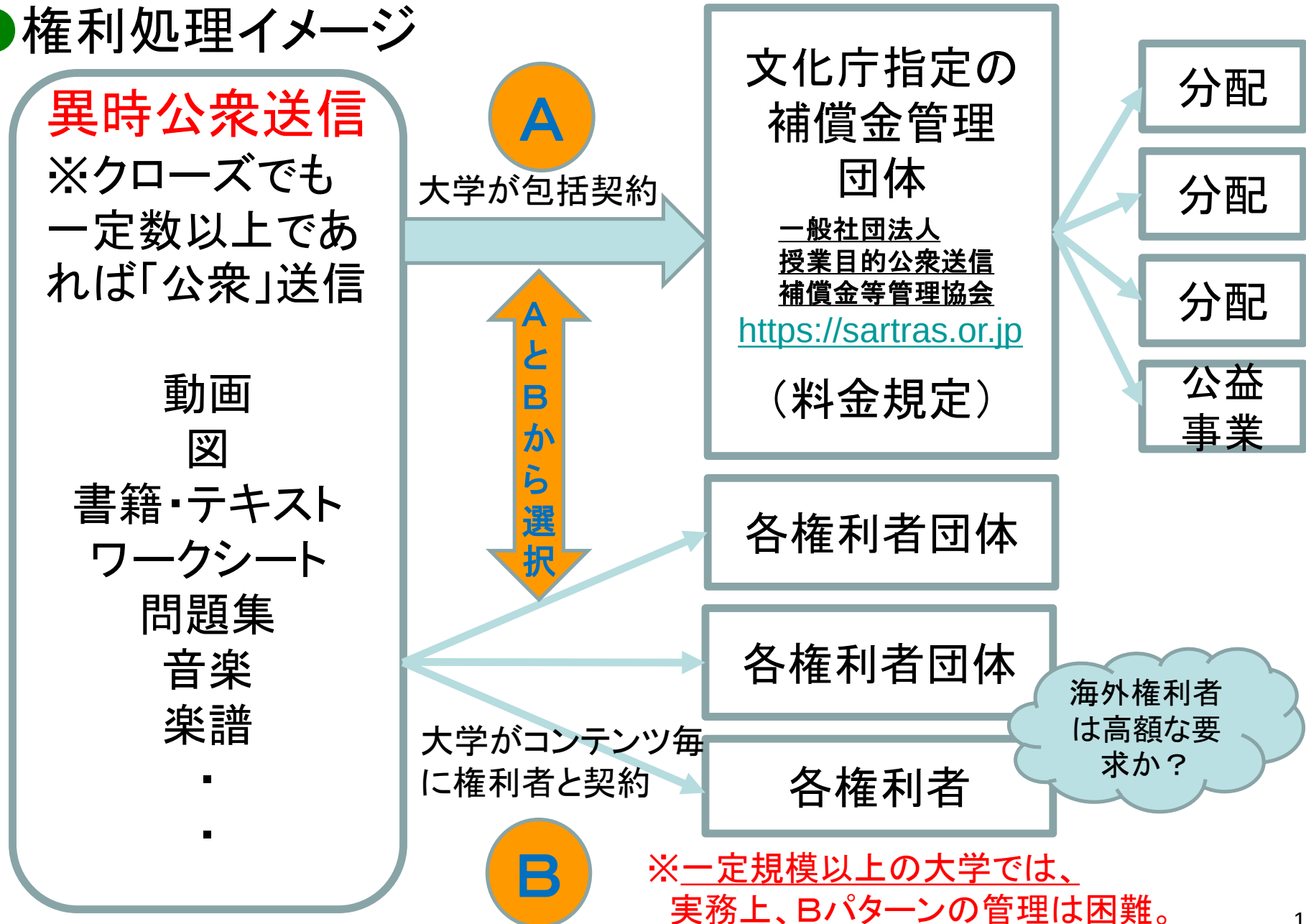
無許諾の
利用はできない



補償金徴収分配団体への補償金の支払いで利用可能

施行後の取り扱い

●権利処理イメージ



補償金を受ける権利の行使

●授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使

第104条の11

① 第35条第2項(第102条第1項において準用する場合を含む。第104条の13第2項及び第104条の14第2項において同じ。)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第4号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であって、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、**当該指定管理団体によってのみ行使**することができる。

② 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために**自己の名をもって**授業目的公衆送信補償金を受ける**権利に関する**裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

但し書きに該当する場合は権利者が権利行使

補償金

● 今回の35条施行で、異時公衆送信は原則として「授業目的公衆送信補償金等管理協会」への補償金支払いが必要になった。

文化庁認可の補償金規定で
2020年度はコロナ対応のため**無償**とされる。

次年度に
向けて

次年度以降の、文化庁認可による補償金規定は有償化の公算が高い。もちろん、コロナ対応により不透明な部分もある。

過去の議論では、学生一人当たり800円／年が提示されている。
この金額では、大学が授業の過程で真にこれだけの価値の他人の著作物を利用しているのか疑わしい。今後、大学業界全体として400円以下にするための活動が必要。初等中等教育機関はさらに低額にすべきである。

改正法の附帯決議(衆議院、参議院)には、「補償金を生徒等に負担させる場合には過大な負担とならないように・・・」の文言がある。ただし、義務教育以外の学校では授業料ないしは教材費的な枠で処理することは問題がないと考える。

一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)

<https://sartras.or.jp/>



暫定ガイドライン等 検討課題を含む

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

●フォーラム構成員

＜教育関係団体＞

全国都道府県教育委員会連合会 全国市町村教育委員会連合会 日本私立小学校連合会 全国連合小学校長会 日本私立中学高等学校連合会 全日本中学校長会 全国高等学校長協会 日本私立高等専門学校協会 一般社団法人国立大学協会 日本私立大学団体連合会 公益財団法人私立大学通信教育協会 一般社団法人公立大学協会 一般社団法人大学 ICT 推進協議会 独立行政法人国立高等専門学校機構 全国公立短期大学協会 全国専修学校各種学校総連合会

＜権利者団体＞

一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本書籍出版協会 日本放送協会 協同組合日本脚本家連盟 一般社団法人日本雑誌協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 一般社団法人日本音楽著作権協会 一般社団法人日本レコード協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本新聞協会 一般社団法人日本美術著作権連合 公益社団法人日本文藝家協会 一般社団法人学術著作権協会 一般社団法人教科書著作権協会 一般社団法人超教育協会

【オブザーバー(関係省庁)】

文化庁著作権課 文部科学省総合教育政策局政策課 文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課 文部科学省高等教育局高等教育企画課

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

●令和2年度の緊急的かつ特例的な運用について

1. 令和2年度に限った新制度に関する運用指針(ガイドライン)は、本フォーラムにおいてこれまで整理しつつあったものとは別途、別添のとおりとする。
2. 指定管理団体である一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(以下「協会」という。)は、文化庁長官に対して、令和2年度に限った特例的な補償金額(無償)について認可申請を行う。
3. ①新制度を利用する教育機関の設置者は、事前に(事前が難しい場合は、利用開始後速やかに)協会に対してその教育機関名の届出を行うとともに、
②協会は、教育機関に過度な負担がかからない範囲で著作物の利用実績を把握するため、教育機関の協力を得てサンプル調査を行う
(②の実施方法については、教育機関に過度な負担をかけないように十分に留意しつつ、今後、協会において教育機関と相談しつつ整理する)。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

● 令和3年度以降の本格的な運用について

令和3年4月から、新制度の本格的な運用を開始できるよう、以下の点を前提として認識しつつ、今後の議論を建設的かつ速やかに進めること。

1. 令和3年度以降の新制度に関する運用指針(ガイドライン)については、暫定ガイドラインとは別途、これまでの本フォーラムにおける議論を踏まえ、引き続き議論を継続し、令和3年度からの新制度の**利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう取りまとめる**ことを目指す。
2. 協会は、令和3年度からの新制度の利用を希望する教育機関にとって極力支障がないよう、教育機関の設置者を代表する各団体への意見聴取を行った上で、文化庁長官に対して、令和3年度以降の補償金額**(有償)**について認可申請を行う。
3. 令和3年度以降における**利用実績の把握の方法**については、権利者への補償金の正確な分配と教育機関の負担軽減とのバランスを考慮し、別途、**協会において教育機関と相談しつつ整理**する。

暫定ガイドライン

● 補償金制度施行後の暫定ガイドライン 過去一年以上かけて検討を続けてきた「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」が暫定ガイドラインを公開している(下記サイト)。

「改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理」の公表について

<https://forum.sartras.or.jp/info/003/>

論点整理

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/rontenseiri.pdf>

論点整理(フォーラムでの意見概要)

<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/rontenseirigaiyo.pdf>



暫定ガイドライン(2020年度限り)

改正著作権法第35条運用指針(令和2(2020)年度版)

<https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf>

施行後の課題

- 暫定ガイドラインを含めて2系統の課題がある

暫定ガイドライン中で
今後の検討課題となった項目への対応

35条1項の但し書きが厳密に適用されるであろう

『ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。』



とりあえずは、暫定ガイドラインを一通り確認

暫定ガイドラインの説明(大学に限った説明)

●議論があった箇所→→おおむね明確になっている

・公表された著作物であって公衆送信されるもの



受信装置を用いて公に伝達することができる。

・大教室であっても受講者全員(50名の旧ガイドラインは都市伝説?)

・公開講座、教員免許更新講習、履修証明プログラムがガイドライン中に記述された

・①送信された著作物の履修者等による複製

②授業用資料作成のための準備段階 や授業後の事後検討における教員等による複製

③自らの記録として保存しておくための教員等または履修者等による複製は、授業の過程での行為とされた。

暫定ガイドラインの説明(大学に限った説明)

●複製の定義が示された

手書き、キーボード入力、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により、既存の著作物の一部又は全部を有形的に再製することをいいます(著作権法第2条1項15号)。著作物だけでなく、実演、レコード、放送・有線放送の利用についても同様です。

該当する例

- 黒板への文学作品の板書
- ノートへの文学作品の書き込み
- 画用紙への絵画の模写
- 紙粘土による彫刻の模造
- コピー機を用いて紙に印刷された著作物を別の紙へコピー
- コピー機を用いて紙に印刷された著作物をスキャンして変換したPDFファイルの記録メディアへの保存
- キーボード等を用いて著作物を入力したファイルのパソコンやスマホへの保存
- パソコン等に保存された著作物のファイルのUSBメモリへの保存
- 著作物のファイルのサーバーへのデータによる蓄積(バックアップも含む)
- テレビ番組のハードディスクへの録画

暫定ガイドラインの説明(大学に限った説明)

●但し書き「著作権者の利益を不当に害さない」の解釈

→複製部数や公衆送信の受信者の数

原則として、複製部数あるいは公衆送信の受信者の数は、授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の数を超えないこと。

なお、注意書にある著作権者の利益を不当に害することまでは認めていないことについて、十分留意すること

→著作物の種類と分量

紙、デジタル等形式にかかわらず原則として著作物の小部分の利用。ただし、小部分の利用が著作権者人格権(同一性保持権)の侵害にあたる場合など、全部の利用が認められる場合もある。

→全部の例

俳句、短歌、詩等の短文の言語の著作物

新聞に掲載された記事や学協会が発行・発売する学協会誌に掲載された論文等の言語の著作物

暫定ガイドラインの説明(大学に限った説明)

- 単体で著作物を構成する写真、絵画(イラスト、版画等含む。)、彫刻その他の美術の著作物、及び地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 絵画のうち絵本については、1冊で1著作物とされているため、原則として小部分の利用

暫定ガイドラインの説明(大学に限った説明)

- その一方で・・・今後の検討課題も残されている
 - 大学のFDは除外、初等中等教育の研修センターは含む??
 - 著作物のコースパックについては今後の検討とする
 - 既に絶版となっているなど、購入することができない出版物に掲載されている著作物を利用する場合の但書に該当する利用については、今後の検討とする
 - 以下の項目の取扱いについても検討課題で残っている
 - 著作物レンタルや、デジタルサービス(デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等)、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等のうち、教育利用であるか否かに関わらず複製、公衆送信して利用することが禁止されていることを定めている契約を、それぞれのサービスを提供する者との間締結した場合において、当該契約により入手した著作物を利用すること
 - コピーやアクセスの制限をかけられた著作物の複製又は公衆送信利用 例) Blu ray Disc/DVD などの映画の著作物等



Q & A

●受信配信にYouTubeを利用する場合の考え方

・受信について(公に伝達・直接受信)

改正35条施行により『公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。』ようになった。したがって、受信画像を授業で伝達(教室ディスプレイ等で直接視聴)することができる。また、LMS等でURL情報を伝えて、その情報を元に学生が視聴することはYouTubeの本来の使い方であり、問題はない。URLは著作物ではない。



但し、違法にアップロードされた画像を視聴させる、あるいはURL情報を提供することは、**但し書きの『権利者の利益を不当に害する』に該当**する可能性がある。公式サイトであれば問題がないが、それ以外のサイト利用時はどうしても使う必要がある場合に限定して一部分を視聴させる等の配慮が必要。特に、明らかに違法アップロードされたものが分かる場合は原則として利用を控えた方がよい。

●受信配信にYouTubeを利用する場合の考え方

・配信(アップロード)について

文化庁のガイドラインでは、視聴者が受講生限定であればYouTubeを利用した配信もよいという記述がある。

これは、法律所轄官庁の立場からの改正35条解釈としては、その通りであるが……



YouTubeの利用規約→お客様のコンテンツと行動→コンテンツのアップロード

『コンテンツをアップロードする際、本契約(YouTube のコミュニティガイドラインを含みます)や法律を遵守していないコンテンツを本サービスに投稿することはできません。たとえば、権利所有者から許諾を得ている、または**法的な権限がある場合を除いて**、第三者の知的所有権(著作物など)を含むコンテンツは投稿できません。お客様は、本サービスに投稿するコンテンツに法的な責任を負います。』

●受信配信にYouTubeを利用する場合の考え方

・配信(アップロード)について

更に、下記部分に『または法的な権限がある場合を除いて、』の前スライド文言はかからないと解釈します(項目番号が異なるため)。

『本サービスにコンテンツを提供することにより、お客様は YouTube に対して、本サービスならびに YouTube(とその承継人および関係会社)の事業に関連して当該コンテンツを使用(複製、配信、派生物の作成、展示および上演を含みます)するための**世界的、非独占的、サブライセンスおよび譲渡可能な無償ライセンス**を付与するものとします。これには、本サービスの一部または全部を宣伝または再配布することを目的とした使用も含まれます。』

他人の著作物を利用したコンテンツをアップロードした場合、この点で大きな問題・矛盾が発生します。従って、大学教育の現場サイドの判断としては、当面(どこかの大学が人柱になりそこでの訴訟を経た実務が確定するまで)は視聴者限定をかけても**中長期的には** YouTubeは使わないルールが妥当と考えます。

Q&A

● デジタル版新聞・契約による有料データベースからのUP

最初に、無料で一般公開のサイトか、有料コンテンツサービスとして契約されたサイトであるかで切り分けます。無料で自由に閲覧やダウンロードできるサイトであれば、そのサイトに誘導するURL情報を学生に渡して学生が閲覧する手法で授業利用ができます。

一方、**有料コンテンツサイト**であれば、そこから取得した著作物をLMSにアップすることは、少なくとも**現時点では控えることをお勧め**します。有料サイトのコンテンツ利用について、権利者サイドは35条但し書きの「著作権者の利益を不当に害する利用」に該当すると主張しています。解釈について権利者団体と教育機関の主張が対立したため、暫定ガイドラインでも検討先送りとなりました。**なお、電子新聞サービスで紙面と同様のpdf出力がされる場合は、従来の紙の新聞記事を複製配布するケースとの差がない**ため、利用部分が少ないことを条件に、LMSにアップしても権利者の利益を毀損しないという立論は可能かもしれません。**ここが、解釈の境界線だと感じます**。特に、海外DB事業者有料サービスから取得した著作物は、かなり強い権利主張が想定されるため当面利用しないようにお願いいたします。

Q&A

● CDやDVDの音楽をLMSにアップロードしてもよいか。

暫定ガイドラインで検討先送りとなった個所です。

ガイドラインでは映画のDVDを前提とした記述となっていますが、音楽CDも議論の過程で検討されました。法解釈としては、改正35条の異時公衆送信可能化で、原則として授業の過程における利用が可能となった。あわせて、レコード製作者や実演家の著作隣接権も著作権法102条1項で権利制限がかかった。**しかしながら**、CDやDVDの音楽著作物の授業利用については、35条但し書きの「著作権者の利益を不当に害する利用」に該当する割合が多くなる可能性があるため、今回の暫定ガイドラインで検討を先延ばしにして明確な線引きを見送ったということです。楽曲電子データをLMSにアップすることは、それをダウンロードした学生が教員の指示を聞かずにネット上にアップする可能性は否定できません。全国の学生数は多いため、これらのいうことを聞かない学生の行為で既存の音楽配信事業が脅かされる懸念は残ります。**音楽の授業でどうしても配信が必要な場合であっても、授業で必要な曲の中のごく一部分に止めることをお勧めします。**

●前頁スライドの補足情報(日本音楽著作権協会HPより)

1. 非商用配信

個人・非営利団体・文部科学省が定める教育機関等が行う営利を目的としない配信のことをいいます。

【非商用配信にあてはまる例】

個人Webサイトで内国曲の歌詞を掲載する

学校のWebサイトで生徒の合唱や吹奏楽部が演奏した曲をBGMとして流す

バナー広告などの収入が無い地方自治体のWebサイトで音楽を用いた動画を掲載する

アマチュアバンドのWebサイトで演奏の動画を掲載する

【非商用配信にあてはまらない例】

企業のWebサイトで無料で音楽を配信する

自分の事業を紹介する個人事業主のWebサイトで音楽を配信する

自分の経営するお店を紹介するWebサイトで音楽を配信する

バナー広告やアフィリエイト広告等により収入を伴うWebサイトで音楽を配信する

●前頁スライドの補足情報

<https://www.jasrac.or.jp/news/20/ugc.html>

2. 利用許諾契約を締結しているUGCサービスの一覧

動画投稿(共有)サイトやブログサービス等のUGC(User-Generated Contents)サービスでJASRAC管理楽曲を利用されることについて、一般ユーザーの皆さまからのお問い合わせが多いことから皆さまの利便性を考慮し、JASRACと利用許諾契約を締結しているUGCサービスの一覧を公表します。

JASRACと利用許諾契約を締結している以下のサービスでは、一般ユーザーの皆さまが個別にJASRACへ利用許諾手続きを行なわなくとも**JASRAC管理楽曲を利用したUGC(動画・歌詞)をアップロードすることが可能**です。

なお、ネット広告・アフィリエイト広告関連事業者の皆さまにおかれましては、法令規則遵守の観点から、無許諾UGCサービスの運営者に対する広告出稿について十分留意いただきますようお願いいたします。

Q&A

●前頁スライドの補足情報(日本音楽著作権協会HPより)

■動画投稿(共有)サイト(50音順)※抜粋

JASRAC管理楽曲を含む動画をアップロード可能なサービス
アメーバアプリ

Instagram

うたオン

TikTok

ニコニコ動画

Facebook

YouTube

LINE LIVE

Rakuten LIVE

REALITY(※)

■ブログサイト等(50音順)※抜粋

JASRAC管理楽曲の歌詞掲載が可能なサービス
アメーバブログ

Q&A

●各学会の学会誌や各大学の紀要に掲載された論文などPDFファイルで入手可能な論文をLMSにアップロードしてよいか

暫定ガイドラインでは学会論文は比較的緩い扱いとなっています。

ただ、基本的には、これについても無料一般公開のサイトから取得するpdfであるか、有料サービスとして契約されたサイトからの取得であるかで切り分けます。有料コンテンツサービスから取得する論文pdfファイルは、暫定ガイドラインで検討先送りとなった事例に該当します。

従って、現時点では電子データのアップロードは控えることをお勧めします。ただし、この部分は改正35条但し書きの「著作権者の利益を不当に害する利用」であるかの判断になりますから、**学問領域や該当学界の慣行により、有料コンテンツであっても対面授業で印刷配布してよいという実務慣行が確立していた場合は、例外的に現時点でもLMSにアップロードして良いと考えます。**楽曲配信事業とは異なり、この点については学問領域別の授業時教材に対する実務慣行が優越することはあり得ると考えます。

Q&A

- 「著作権者の利益を不当に害する利用について」という基準がよくわからない。履修者は少ないクラスであるが、ある図書のページのPDFをLMSにアップしても問題ないか。

履修者数の要件は受講者数と同じ数までは認められますので、これを守る限り「利益を不当に害する」か否かの判断では使いません。条文但し書きの「利益を不当に害する」の原則的な前提要件は、**著作物の小部分を利用**することです。ただし、具体的な分量は今回の暫定ガイドラインでも定められていませんから、その著作物の性格（想定対象者、頁数、著作物のジャンル、コンテンツの市場等）を総合判断することになります。異時公衆送信が可能になったことで、従来と取り扱いの差があるのかは今後の実務例や紛争解決例を参考とすることになります。

。ただ、今回の改正は、対面授業を超えたICT活用による教育の質向上を目的としたものですから、**判断に迷う際はひとまず対面授業と同等であるかを考えてください**。今後、少なからず小さな紛争が発生する可能性があります。従来に対面授業時と同等の利用方法であれば一定の安全性が確保できると思われます。

Q&A

●「****HPに資料があるので参照」などと指示を出してもよいか

HPに誘導するURL情報自体は、住所情報と同様に著作物性はありません。著作物の定義既定にある、創作性(の水準?)要件を満たさないためです。また、学生はURL情報に従って、公開されている本来のHPを閲覧するため、学生の行動にも問題は生じません。したがって、このような授業の過程における「指示」で問題は発生しません。

●発音の見本などオンライン授業支援サイトのURL提示は問題ないか

この問題を検討する前提として、当該オンライン授業支援サイトの利用規約確認をお願いいたします。この規約が明示されていない場合、あるいは授業の過程で自由な利用を認める規約であれば、URL情報自体は著作物性はありませんからURLを提示することで問題は生じません。一般的にHPは、URL情報に基づいてそのサイトを閲覧することを想定したサービスですから、学生がURL情報でサイトにアクセスすることも問題はありません。

Q&A

● 対面授業では絵本の読み聞かせをしている・・・オンライン授業でLMSに絵本のページを掲載し音声で読みを入れたいが問題ないか

結論として、高等教育機関、初等中等教育機関を問わず、権利者の利益を大きく損なうような極端な使い方であれば読み聞かせを公衆送信してよいと考えます。ここで、**権利者の利益を大きく損なうとは、例えば絵本の大部分をLMS上に掲載し、読み聞かせの音声も絵本の大部分を録音してサーバにアップする等**です。もちろん、そのような場合であっても、各学生がこの絵本を購入しているのであれば利益の棄損にならないという判断はあり得ます。条文但し書きの「権利者の利益を不当に害する」という要件は従来通りですから、この点は配慮をお願いいたします。

なお、著作権法38条の無償の演奏、口述等は、それぞれ演奏権と口述権のみに対する権利制限規定ですから、38条のみで公衆送信まで可能とはいえません。更に、頁数が少なく全体の文字数も少ない場合は、「一部」の利用をどのように考えるのかという疑問が発生する可能性があります。

● デジタル教材の音声を取り取ってテキスト化した教材について

著作権の原則論は「音声の著作物」から聞き起こした「文字（言語）の著作物」は、オリジナルの音声の著作物を複製したものになります。今回の問にはありませんが、同様にして文字の著作物を更に口述した場合も、オリジナルの音声著作物の複製になります。

従って、オリジナルから忠実に複製したのか（複製権）、多少変形して複製（翻案権）した場合であっても、何らかの形で著作物を利用したことになります。ただ、**今回の35条改正で異時公衆送信が可能となったため、対面授業の延長線上の行為として原則は授業の過程で利用可能になりました。**

次に、そうであっても、本来授業内ドリルとして市場が形成されている場合は『権利者の利益を大きく侵害する』可能性が高くなります。もっとも、業務用として販売されており契約条項でも各種の授業利用が可能となっている場合はデジタル教材を学生に視聴させる代替措置として文字情報で受け渡しをすることは問題にはならないと考えます。

● 35条の権利制限が難しい場合

1. 引用の枠内に納める

- ・引用が**公正な慣行に合致**する
- ・報道, 批評, 研究その他の**引用の目的上正当な範囲内**である

【従来からの判断基準】

明瞭区別性・・・引用側と被引用側が明瞭に区別されている

主従関係・・・・引用側が主で, 被引用側が従

出典明示・・・・明示方法が公正慣行の範囲内であるか否かの
判断は著作物の種類で異なる

必要最小限・・・ 同 上

2. 著作物の表現を使わずに事実関係のみを抽出する

通常の新聞記事や社会的な事件を伝える場合は、この手法もそれなりに有効。

ただ、他人のオリジナルな研究データなど、著作物ではないものの研究倫理の観点から使えないケースがある。



異時公衆送信の教材開発

※具体例に基づいた説明

異時公衆送信教材の開発

● 異時公衆送信は動画だけではない

- ・スライド、テキスト、画像、音楽、音声等々、他人の著作物を適切に利用した教材開発で教育効果を上げる必要がある。

- ・With/Afterコロナのニューノーマル対応で、教員は否応なしにオンライン・オンデマンド授業による学生への教材配信を強いられているが、これをきっかけに効果的な教材を用意するという積極的な視点も重要である。

- ・木村の場合、今年度前期授業は6月上旬まで音声を中心としたオンデマンド授業、以後は対面授業（教室定員50%以内で対処できる講義）を原則としていたが、基礎疾患がある学生等への対応があり結果として前期末まで対面とオンデマンド授業で併走する形になった。

そこで、対面参加学生とオンデマンド受講学生間の受講に伴う不公平感を軽減する目的で、急遽、筆者のドメインで受講者限定の動画配信サイトを作成した。

異時公衆送信教材の開発

- 知的財産全般を扱う「法学 I」・・・教養基礎科目
 - ・ 事前収録型でテキスト全8章に渡り、授業スライドと連動しながら説明する動画を作成してHPに配置。

学内用教材等

【令和2年度】
● 法学 I (共通教育科目2単位相当)
e-learning教材配信ページ

下記のテキストを利用した授業の配信ページです。
【入門用の知財テキスト「これからの知財入門(第3版)」】
ISBN 978-4-296-10630-1
大学の初年次教育用、企業的一般社員人材育成用、知的財産の全体像を理解するテキストです。内容は、本文とスライド画像、ワークシート、宿題シート、及び知財法の抄録です。授業時に使うワークシートと宿題シート部分はミシン目で切り離しができます。A4版154頁

※下記授業の宿題シートは回収しません。テキストに直接記入してください。
※講義ビデオはMP4フォーマットで、画面サイズは854×480ドットです。パソコンで閲覧する場合は、小さなウィンドウでの視聴をお勧めします。

【第1章】
- 知的財産に関する諸事象と知的財産制度の概要 -
第1回授業
講義ビデオ 5本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の4本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の5本目 (H264) ▶
講義資料 特許公報 6249501 (pdf) ▶
講義資料 特許公報 636202 (pdf) ▶
講義資料 中間処理情報 6249501 (pdf) ▶

第2回授業
講義ビデオ 3本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 3本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 3本中の3本目 (H264) ▶

【第2章】
- 著作権の基礎知識 -
第3回授業
講義ビデオ 5本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の4本目 (H264) ▶
講義ビデオ 5本中の5本目 (H264) ▶
講義資料 第2章で使うURL (pdf) ▶
講義資料 依拠性等の判決文東京高裁 (pdf) ▶
講義資料 依拠性等の判決文最高裁 (pdf) ▶

第4回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
講義資料 第2章で使うURL (pdf) ▶
講義資料 楽曲の類似性の判決文東京地裁 (pdf) ▶
講義資料 楽曲の類似性の判決文東京高裁 (pdf) ▶

【第3章】
- 著作権法に定められた権利 -
第5回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
第5回授業 課題(ワークシート)の設問と書式(ワードファイル) ▶

【第4章】
- 著作権法の個別権利制限(研究者倫理を含む) -
第6回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
第6回授業 課題(ワークシート)の設問と書式(ワードファイル) ▶

第7回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
第7回授業 課題(ワークシート)の設問と書式(ワードファイル) ▶

【第5章】
- 産業財産権の基礎知識(特許制度) -
第8回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
第8回授業 課題(ワークシート)の設問と書式(ワードファイル) ▶

【第6章】
- 特許情報の活用・パテントマップ -
第9回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
第9回授業 課題(ワークシート)の設問と書式(ワードファイル) ▶

【第7章】
- 意匠制度 -
第10回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264) ▶
第10回授業 課題(ワークシート)の設問と書式(ワードファイル) ▶

【第8章】
- 商標制度 -
第11回・12回授業
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264) ▶
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264) ▶

異時公衆送信教材の開発

● 知的財産全般を扱う「法学Ⅰ」・・・動画部分

kim-lab.info/domescon/2020ip_el/gen_chap05_no08_b.mp4

msn msn 本村友久研究室 ジョルダン 兼換案内... Google 夕刊：日本経済新聞 その他のブックマーク

第5章 産業財産権の基礎知識 -特許制度-

特許権が取れる発明の範囲 ～発明は最先端のものだけではない～

● 発明には・・・

時代を超える最先端の特許発明もあれば
生産工程の改良や身近な生活のアイデアから生まれる発明もある

技術の高度性・先端性

バイオ
デバイス
新薬

基礎研究から製品化まで道のりは長い

ちょっとしたアイデアを実現化
(意外に商売として利益がとれる部分)

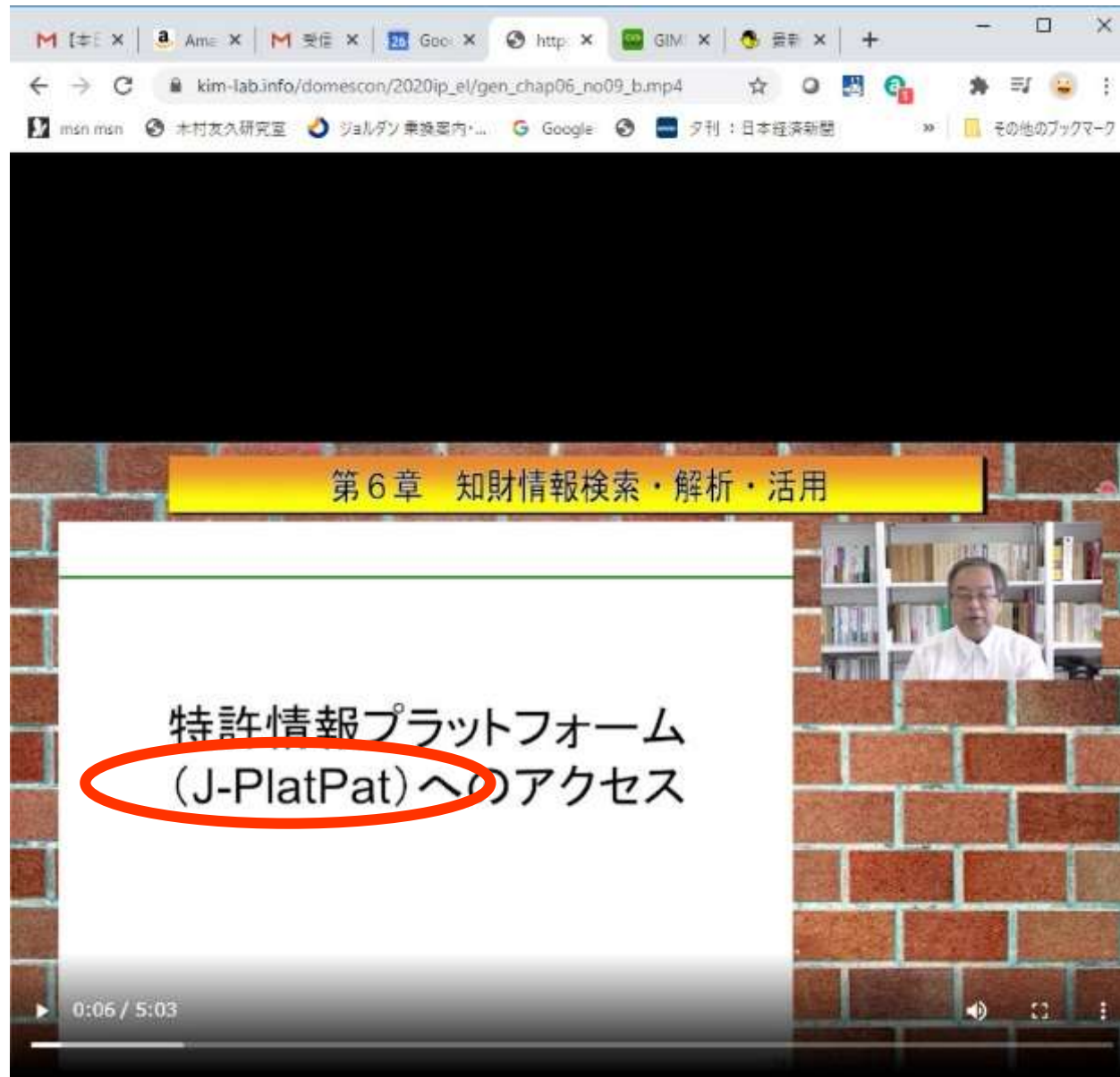
産業としての広がり

0:05 / 31:25

講師の顔動画

異時公衆送信教材の開発

● 知的財産全般を扱う「法学Ⅰ」・・・動画部分



異時公衆送信教材の開発

● 知的財産全般を扱う「法学Ⅰ」・・・動画作成写場



4Kビデオカメラ
65000円

この位置であれば
視線が下がらない

異時公衆送信教材の開発

● 知的財産全般を扱う「法学Ⅰ」・・・動画作成写場



異時公衆送信教材の開発

●法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

Webex 20200800 知的財産 START 受信トレイ Google

kim-lab.info/domescon/2020iplaw1_pat/2020iplaw1_pat.html

man man 木村文久研究室 ジェルダン 豊橋市内 Google 月刊：日本経済新聞 設定

学内用教材等

知財教育の部屋

- 学内用教材等
- 学内用教材等
- 活動方針
- 教育・論文等
- 講師等
- 研究大学
- 山形大学
- 山形大学特許教育システムV4.1 - 4 (公開特許公報第5743618号・4 (公開特許公報第5743618号))
- 山形大学特許教育システムV4.1 - 4 (公開特許公報第5743618号・4 (公開特許公報第5743618号))
- 山形大学特許教育システムV4.1 - 4 (公開特許公報第5743618号・4 (公開特許公報第5743618号))

【令和2年度】
●知的財産法Ⅰ（特許法）・・・教材配信ページ

【第1章】
－授業の全体像・知的財産法の概要－
授業スライド
講義資料 Tシャツ特許基本 (pdf)
講義資料 Tシャツ特許改良 (pdf)
講義資料 Tシャツ特許中間処理情報 (pdf)

【第2章】
－特許法(1)－
法目的、制度概要説明、特許要件（形式的要件・実体的要件）、特許出願手続、客体の把握
授業スライド
講義資料 アクティブタイムバトル特許公報 (pdf)
講義資料 ロッテ特許公報第5743618号 (pdf)
講義資料 ロッテ特許公報第5763374号 (pdf)
講義資料 ロッテ公開特許公報第2012-126422号 (pdf)
講義資料 ロッテ公開特許公報第2012-126423号 (pdf)
講義資料 カード台紙事件判決文 (pdf)
講義資料 カード台紙事件原告特許公報 (pdf)
講義資料 カード台紙事件被告特許公報 (pdf)
講義資料 カード台紙事件無効審判判決公報 (pdf)
知的財産デュー・デリジェンス標準手順書及び解説 (リンク)

追加の授業スライド 特許情報の取得等 (pdf)

【第3章】
－特許法(2)－
客体の把握（続き）、特許発明の技術的範囲解釈、基本的な特許訴訟
授業スライド
講義資料 アビガン特許公報 (pdf)
講義資料 アビガン登録情報 (pdf)
講義資料 アビガン出願情報 (pdf)
講義資料 アビガン再公表特許 (pdf)
講義資料 アビガン延長登録 (pdf)
講義資料 いきなりステーキ特許公報 (pdf)
講義資料 いきなりステーキ公開特許公報 (pdf)
講義資料 いきなりステーキ関連特許公報 (pdf)
講義資料 いきなりステーキ関連公開特許公報 (pdf)
講義資料 カード台紙事件判決文 (pdf)
講義資料 カード台紙事件原告特許公報 (pdf)
講義資料 カード台紙事件被告特許公報 (pdf)
講義資料 カード台紙事件無効審判判決公報 (pdf)
おにぎり包装容器事件判決文 (pdf)

Webex 20200800 知的財産 START 受信トレイ Google

kim-lab.info/domescon/2020iplaw1_pat/2020iplaw1_pat.html

man man 木村文久研究室 ジェルダン 豊橋市内 Google 月刊：日本経済新聞 設定

講義資料 レンジフードフィルター事件回答書1 (pdf)
講義資料 レンジフードフィルター事件回答書2 (pdf)
講義資料 レンジフードフィルター事件訴状 (pdf)
講義資料 印紙代 (pdf)
講義資料 印紙代早見表 (pdf)
講義資料 製鉄機ハンマー事件判決文 (pdf)
講義資料 アンプ事件判決文 (pdf)
講義資料 武田薬品工業事件判決文 (pdf)
講義資料 武田薬品工業事件特許公報1 (pdf)
講義資料 武田薬品工業事件特許公報2 (pdf)
講義資料 スロットマシン事件判決文 (pdf)
講義資料 自動麻雀卓事件判決文 (pdf)

第9回授業 (2020年7月6日)
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264)

第10回授業 (2020年7月13日)
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264)

【第5章】
－特許法(4)－
用尽、並行輸入
授業スライド
講義資料 レンズ付きフィルム用厚紙判決文 (pdf)
講義資料 インク詰め替え用厚紙判決文 (pdf)
講義資料 アシクロヒル用厚紙判決文 (pdf)
講義資料 BBS事件最高裁判決文 (pdf)

第11回授業 (2020年7月20日)
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264)

【第6章】
－特許法(5)－
技術契約
授業スライド

【第7章】
－点灯法（不正競争防止法を含む）－
デザインの保護法制
授業スライド
講義資料 カブ号事件判決文 (pdf)
講義資料 蒸気モップ事件判決文 (pdf)

第12回授業 (2020年7月27日)
講義ビデオ 4本中の1本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の2本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の3本目 (H264)
講義ビデオ 4本中の4本目 (H264)

(通知) 大学等に...pdf (通知) 飲食店等に...pdf

すべて表示

異時公衆送信教材の開発

●法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

The screenshot shows a web browser window with multiple tabs. The active tab is titled 'kim-lab.info/domescon/2020iplaw1_pat/iplawchap05_no11_a_small.mp4'. The video player displays a lecture slide with Japanese text. A green oval highlights a specific area on the slide, and a red arrow points to it. Overlaid on the video is the text 'WEBニュース、新聞等' in red. The video player interface includes a progress bar at the bottom showing '3:28 / 24:39' and a notification bar at the very bottom with two PDF files: '(通知) 大学等に....pdf' and '【通知】飲食店等に....pdf'.

Webex ミー x | 20200804 x | https://wv x | START x | 受信トレイ x | Google カ x | +

kim-lab.info/domescon/2020iplaw1_pat/iplawchap05_no11_a_small.mp4

msn msn | 木村友久研究室 | ジョルダン 乗換案内・... | Google | タ刊：日本経済新聞 | 設定 | その他のブックマーク

WEBニュース、新聞等

3:28 / 24:39

(通知) 大学等に....pdf | 【通知】飲食店等に....pdf | すべて表示 x

異時公衆送信教材の開発

●法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

The screenshot displays a web browser window with multiple tabs. The active tab shows a Blackboard LMS page for the course '知的財産法Ⅰ（特許法）'. The left sidebar contains a 'コントロールパネル' (Control Panel) with links to 'コンテンツ管理' (Content Management), 'コースツール' (Course Tools), '利用状況' (Usage Status), '成績管理' (Grade Management), 'ユーザとグループ' (Users and Groups), 'カスタマイズ' (Customization), 'パッケージとユーティリティ' (Packages and Utilities), and 'ヘルプ' (Help). The main content area displays a news article from '日本経済新聞' (Nikkei) dated '2020/6/24'. The article title is 'この踊り方、売れますか？' (Will this dance style sell?). A large green oval is overlaid on the article content. The bottom of the browser window shows a taskbar with several PDF files: '注意書き(4).pdf', 'DS2_5_h3.pdf', 'DS2_5_h2.pdf', 'DS2_5_h1.pdf', and 'DS2_5_slides.pdf'. A 'すべて表示' (Show All) button is also visible.

異時公衆送信教材の開発

● 法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

Blackboard Learn

受信トレイ (6,781) - kimlab0 x START x コンテンツ - 2020春期 知的財 x 送信済みメール - kimlab@ma x 26 Google カレンダー - 2020年 9 x +

msn msn 木村友久研究室 ジョルダン 乗換案内 Google タ刊 : 日本経済新聞 設定 新しいフォルダ サインイン JDL IBEX 出納帳net... その他のブックマーク

利用可否の設定: 項目は学生には表示されません。2020/07/06 23:59 以降利用できなくなりました。
有効: 統計情報の取得

第9回目授業 冒頭で利用する新聞記事 2

利用可否の設定: 項目は学生には表示されません。2020/07/06 23:59 以降利用できなくなりました。
有効: 統計情報の取得

第9回授業時の音声 1 (主要部分のみ編集)

利用可否の設定: 項目は学生には表示されません。2020/08/21 23:59 以降利用できなくなりました。
有効: 統計情報の取得

0:00 / 23:21

音声ファイルのダウンロード: [jpchap04a_no09_a.mp3](#)

第9回授業時の音声 2 (主要部分のみ編集)

利用可否の設定: 項目は学生には表示されません。2020/08/21 23:59 以降利用できなくなりました。
有効: 統計情報の取得

0:00 / 9:43

音声ファイルのダウンロード: [jpchap04a_no09_b.mp3](#)

注意書き(4).pdf DS2_5_h3.pdf DS2_5_h2.pdf DS2_5_h1.pdf DS2_5_slides.pdf すべて表示 x

異時公衆送信教材の開発

●法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

Blackboard Learn

三

授業 (コース)

電源

>

課題の編集: 第9回授業 課題

設定

[採点オプション](#)

[成績の表示](#)

利用可否の設定

☒ 課題を利用可能にする

表示の日付制限

☒ 表示開始日  

日付をyyyy/mm/ddという形式で入力してください。時刻は任意の単位で指定できます。

☒ 表示終了日  

日付をyyyy/mm/ddという形式で入力してください。時刻は任意の単位で指定できます。

☒ 統計情報の取得

完了するには、[送信]をクリックします。変更を保存せずに終了するには、[キャンセル]をクリックします。

キャンセル

送信

異時公衆送信教材の開発

● 法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

Webex ミー x | 20200804 x | https:// x | START x | 受信トレイ x | Google カ x | +

kim-lab.info/domescon/2020iplaw1_pat/iplawchap05_no11_a_small.mp4

msn msn | 木村友久研究室 | ジョルダン 乗換案内... | Google | タ刊 : 日本経済新聞 | 設定 | その他のブックマーク

特許権者 凸凹プレス (株)
特許発明組込みプレス機

A 自動車工業
プレス機を使用して生産

B 自動車工業
プレス機を使用して生産

耐用年数内、修理で耐用年数を延伸等々

自作の図

異時公衆送信教材の開発

● 法学部専門科目「知的財産法Ⅰ（特許法）」・・・授業時収録

Webex ミー x | 20200804 x | https://wv x | START x | 受信トレイ x | 4 Google カ x | +

kim-lab.info/domescon/2020iplaw1_pat/iplawchap05_no11_c_small.mp4

msn msn | 木村友久研究室 | ジョルダソ 乗換案内... | Google | タ刊：日本経済新聞 | 設定 | その他のブックマーク

5:34 / 18:28

判決資料?????

（通知）大学等に....pdf | 【通知】飲食店等に....pdf | すべて表示 x

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

TEIKYO

- 歴史的経緯と外国での扱い
 - EU域内では、2012年頃から「忘れられる権利」の議論が活発になった。
 - その後若干の変遷を経て、2015年6月15日のEU理事会において合意された一般対処方針で、『削除権』『忘れ去られる権利』が併記された。
 - 日本では、プライバシー権の一類型として従来から議論がされており、単独での概念確立や立法化の動きは強くない。

4K
ハイビジョン
小画面で各々出力

17:46 / 1:16:09

ここに入力して検索

12:38
2020/07/26

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

kim-lab.info/2020Social%20informatics2_02.mp4

情報法規と倫理②

■AITalk® 権利関係

出力された
音声の権利は???

著作権・著作隣接権

ソフトウェア・システム
の著作権、その他権利

テキストデータ
の著作権

音声
入力

ソフトウェア・システム
の著作権

AI技術応用ナ
レーションサー
ビス提供者

提供

ソフトウェア
システム

使用

ユーザー

ソフトウェア・システム
の使用許諾契約

19

自作のスライド

40:16 / 1:16:09

ここに入力して検索

12:31
2020/07/26

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

TEIKYO

デジタルハンター
「共同戦線」

番組動画

動画から静止画

50分の番組のうち17分のみ視聴

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

kim-lab.info/domescon/2020temp/2020Social%20informatics2_02.mp4

情報法規と倫理②

TEIKYO

■最高裁平成29年1月31日決定

■平成28年(許)第45号
インターネット検索結果の削除仮処分事件

X	Y (google)
児童買春・児童ポルノ禁止法違反で逮捕、平成23年12月に罰金刑確定。逮捕時に報道され、その内容が拡散。	事件から3年後の時点で、X居住の県名と氏名を入力すると検索結果が表示される。タイトルおよびスニペット。

10

19:31 / 1:16:09

事実の要点

注意書き(4.pdf) D52_s_h1.pdf D52_s_h2.pdf D52_s_h3.pdf D52_s_slides.pdf D52_s_slides.pdf D52_s_h4.pdf

ここに入力して検索

13:50 2020/10/26

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

TEIKYO

■ 検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、

判決文をそのまま抜粋

27:23 / 1:16:09

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

■権利関係や利用契約の理解

■初音ミクのサイトで権利関係や利用許諾を調べてみましょう。

<https://ec.crypton.co.jp/pages/prod/vocaloid>

エンドユーザー契約書 11/20 キャラクター利用 11/20

22

46:50 / 1:16:09

サイトに誘導

TEIKYO

13:53 2020/10/26

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

■ AIの動作(行動)から生ずる責任

- AIシステムは、衝突5.6秒前に被害者を「自動車」と認識。
- 衝突5.2秒前に、分類不明の「その他」と認識。衝突2.7秒前にかけて、「自動車」と「その他」の間を、AIの判定が行ったり来たりする。
- 衝突2.6秒前に「自転車」と認識。被害者を「静止」状態と認識し、車の進行方向には向かっていないと判定。
- 最後まで「人間」と認識しなかった。

24

51:21 / 1:16:09

事実の要約

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

■AIの動作(行動)から生ずる責任
■AIが攻撃する判断を任されるケース
※自律型兵器システム(Autonomous Weapon Systems: AWS)

イスラエル製のHarpyミサイル発射の瞬間。
2時間半に渡り自律飛行をして、攻撃用レーダの電波が照射された地点を判断して攻撃する。

出所: Scharre, Paul. Army of None: Autonomous Weapons and the Future of War (p.362). W. W. Norton & Company. Kindle 版.

写真をそのまま利用

57:35 / 1:16:09

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理②

名前と住所情報
グーグルストリートで
自宅画像が見える

特許公報

公開公報 1/25
グーグルストリート 1/25

1:08:29 / 1:16:09

注意書き(4).pdf
DS2_5_1v1.pdf
DS2_5_1v2.pdf
DS2_5_1v3.pdf
DS2_5_slides.pdf
DS2_5_slides.pdf
DS2_5_1v4.pdf

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理①

Suicaの個人履歴例

モバイル Suica 残額ご利用明細

月	日	種別	利用駅	種別	利用駅	残額	差額
04	22	入	恵比寿	出	品川	¥0.187	-154
04	22	入	京急品川	出	京急品川	¥0.628	-407
04	22	物販				¥0.391	-735
04	22	物販				¥7.991	-400
04	22	入	京急品川	出	京急品川	¥7.181	-210
04	22	入	京急品川	出	京急品川	¥7.571	-210
04	22	物販				¥7.241	-324
04	22	物販				¥7.117	-130
04	22	物販				¥6.957	-160
04	22	物販				¥6.557	-200
04	25	入	品川	出	T X 有明	¥6.379	-208
04	26	入	T X 有明	出	T X 有明	¥6.557	-822
04	26	入	秋葉原	出	有明	¥5.392	-165
04	26	入	有明	出	有明	¥5.238	-154
04	26	入	有明	出	国会議事	¥5.073	-165
04	26	物販				¥4.573	-500
04	26	入	国会議事	出	表参道	¥4.408	-165
04	26	VIRE	モバイル			¥14.408	+10.000
04	26	VIRE	モバイル			¥19.408	+5.000
04	26	入	表参道	出	池袋千住	¥19.171	-237
04	26	入	T X 有明	出	T X 有明	¥18.451	-720
04	29	物販				¥17.586	-665
05	01	物販				¥12.834	-4.752
05	01	物販				¥11.714	-1.120
05	01	VIRE	モバイル			¥16.714	+5.000
05	01	VIRE	モバイル			¥19.714	+3.000
05	01	入	T X 有明	出	T X 有明	¥18.862	-852

講師のデータ

15

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理①

最近問題の事例で検討しよう

■ 令和元年5月10日(金)放送
読売テレビ「かんさい情報ネット ten.」の画面

動画の構成・・・3分5秒

1. ニュース画像の一部抜粋
2. 報道内容の再現映像
→ここまで視聴した段階で、何が問題だったのか
学生同士で議論しましょう。法令遵守違反？、
コンプライアンス違反？・・・ 議論は3分間
3. 放送時の番組コメンテーターの発言とその場の雰囲気
4. 5月13日(月)の番組冒頭

12

8:52 / 11:17:56

TEIKYO

動画視聴が必須

何か問題点がありますか
コンプライアンス違反の具体的な要素は何ですか
その他、気付いたことは？

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

読売テレビ (ANN 夕方ニュース)
かんさい情報ネットten
2019年5月10日
該当動画の一部と再現

「性別がわからない常連客がいる」という店員の
声を受け、客に恋人がいるか確認したり、
保険証を提示させたりした。

要素毎に異なる見せ方

9:02 / 11:17:56

注意書き(4.pdf) D52_3_h1.pdf D52_3_h2.pdf D52_3_h3.pdf D52_3_slides.pdf D52_4_slides.pdf D52_4_h4.pdf

ここに入力して検索

14:08 2019/06/26

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

情報法規と倫理①

TEIKYO

マイクロソフトの方針

■『人間中心のAI社会原則検討会議』で表明された方針

2018年7月31日

公平性	信頼性 & セーフティ	プライバシーと セキュリティ	インクルーシブ
透明性			
責任			

36

52:05 / 1:17:56

内閣府の会議で発表
内閣府Webで公開

注意書き(4).pdf D52_s_h1.pdf D52_s_h2.pdf D52_s_h3.pdf D52_s_slides.pdf D52_s_slides.pdf D52_s_h4.pdf

ここに入力して検索

14:09 2019/08/26

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習

データに含まれるパターンを使い、既知のデータあるいはその延長としての推論等をあてはめて課題を解決するしくみの一つ。

→教師あり学習

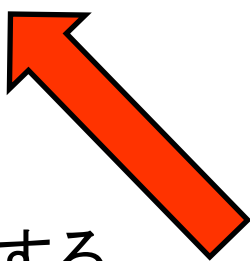
データにセットされている正解を根拠に学習する

- ・ディープラーニング
- ・決定木 等々

→教師なし学習

データ中の本質的な特徴自体を見つけて学習する

- ・主成分分析
- ・k-平均法 等々

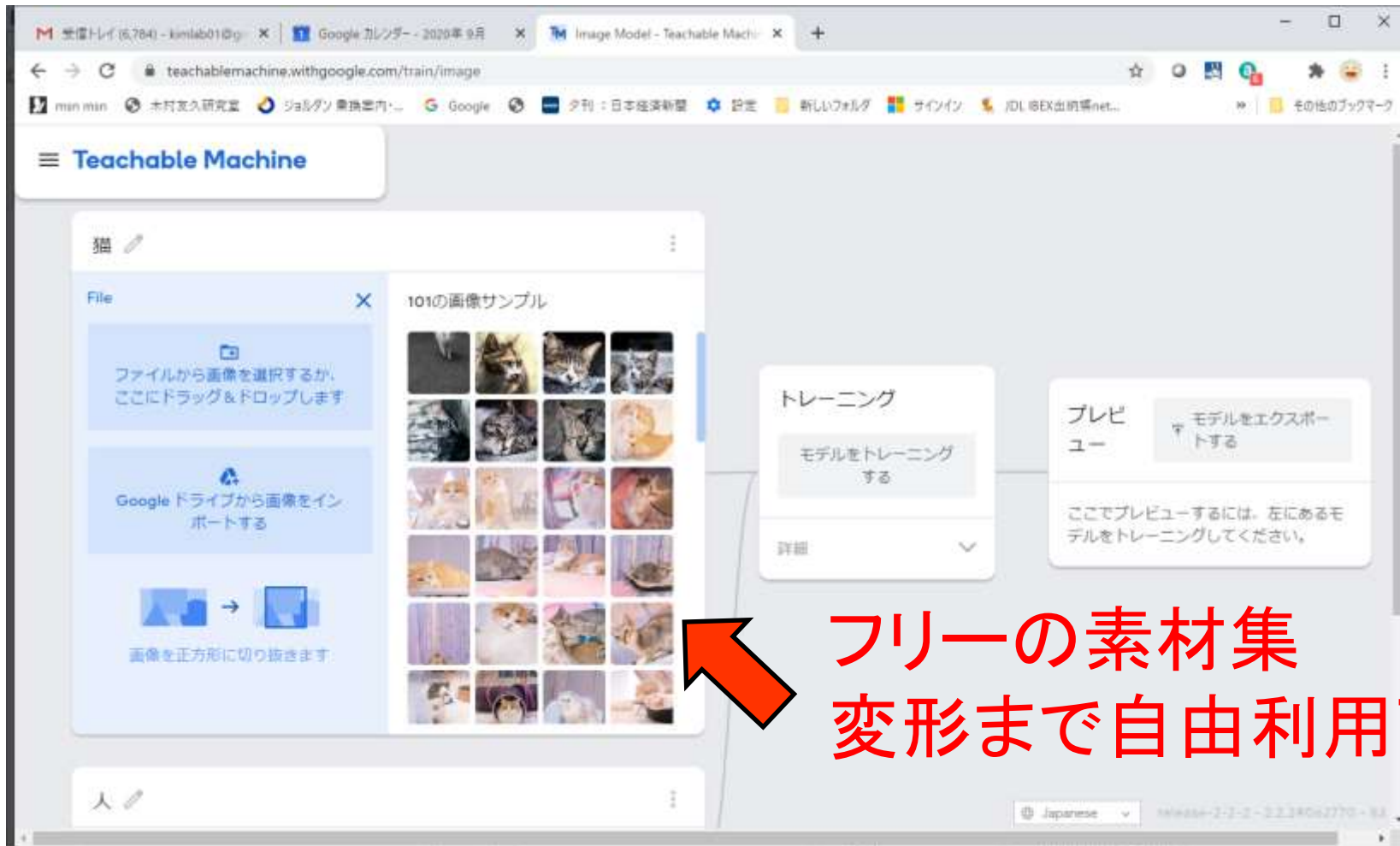


事実、あるいは短文で
著作物ではない。

異時公衆送信教材の開発

● 後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

● 機械学習(教師あり学習)



フリーの素材集
変形まで自由利用可能

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習



フリーの素材集
変形まで自由利用可能

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習

The screenshot displays the Teachable Machine interface in a web browser. On the left, there are two training datasets: '猫' (cat) with 101 samples and '人' (person) with 157 samples. Each dataset has buttons for 'ウェブカメラ' (web camera) and 'アップロード' (upload). In the center, a 'トレーニング' (training) button is visible. On the right, the 'プレビュー' (preview) section shows the model's output for an uploaded image of a man. The output section has a toggle for '入力' (input) set to 'オン' (on). Below this, there are instructions for uploading files or from Google Drive. The output section shows a photo of a man and a bar chart indicating the model's prediction: '猫' (cat) at 0% and '人' (person) at 100%.

講師の自作顔写真

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習



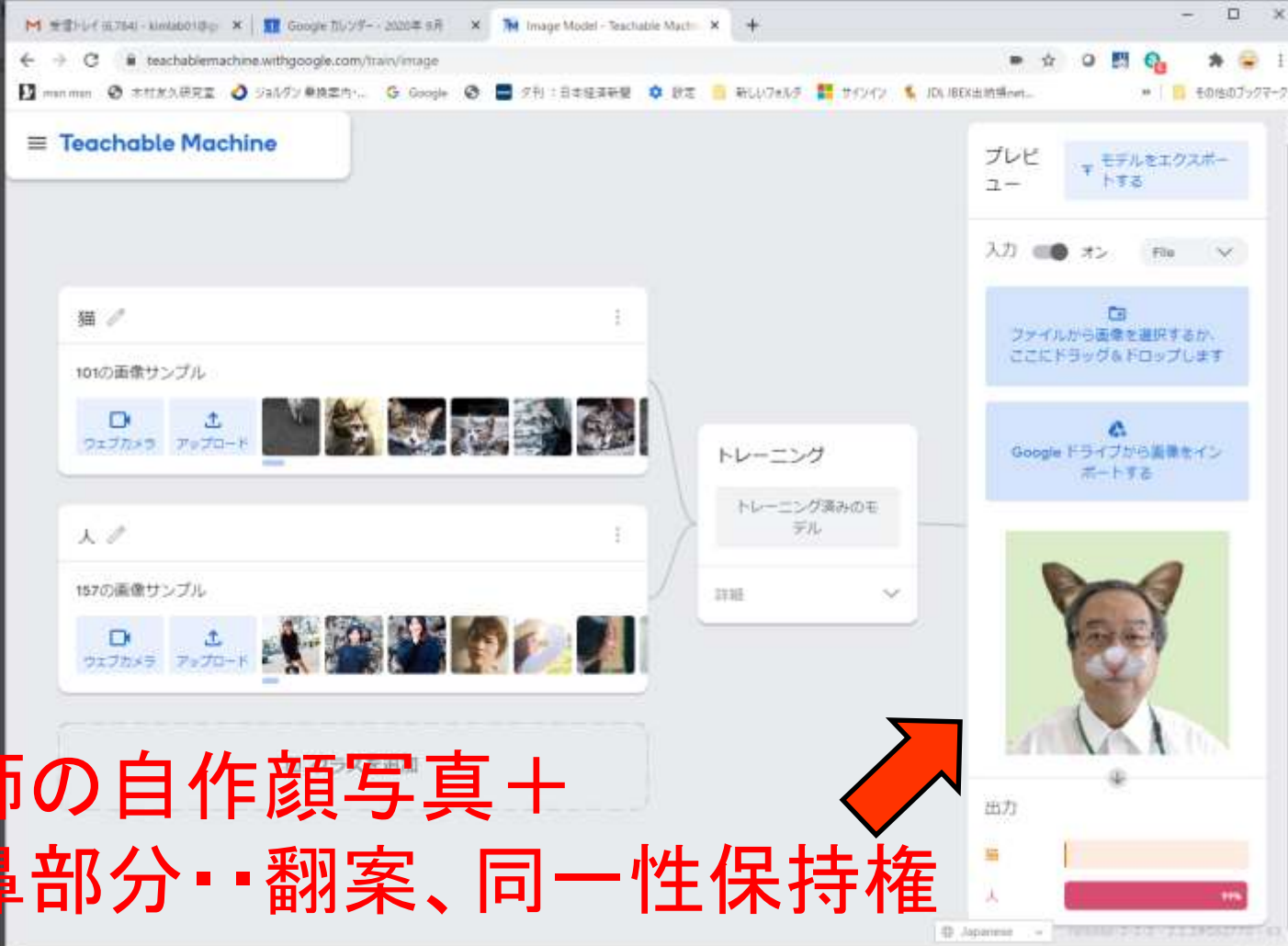
The screenshot shows the Teachable Machine interface with two training classes: '猫' (cat) with 101 samples and '人' (person) with 157 samples. The output shows a person's face with cat ears added, demonstrating the model's ability to recognize and modify features. A red arrow points to this output, highlighting the concept of '翻案' (remix) and '同一性保持権' (right of publicity).

講師の自作顔写真＋
耳部分・・・翻案、同一性保持権

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習



The screenshot shows the Teachable Machine web interface. On the left, there are two categories: '猫' (Cat) with 101 image samples and '人' (Person) with 157 image samples. Each category has buttons for 'ウェブカメラ' (Webcam) and 'アップロード' (Upload). In the center, a 'トレーニング' (Training) modal is open, showing 'トレーニング済みのモデル' (Trained model). On the right, there's a 'プレビュー' (Preview) section with a 'モデルをエクスポートする' (Export model) button. Below that, there's an '入力' (Input) section with a toggle switch set to 'オン' (On) and a 'File' dropdown. There are two blue boxes with instructions: 'ファイルから画像を選択するか、ここにドラッグ&ドロップします' (Select an image from a file or drag&drop here) and 'Google ドライブから画像をインポートする' (Import image from Google Drive). Below these is a preview image of a man's face with cat ears and a white whisker. At the bottom right, there's an '出力' (Output) section with a '人' (Person) button and a progress bar showing 100%.

講師の自作顔写真＋
耳鼻部分・・・翻案、同一性保持権

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習



異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習

猫 (人耳)

98の画像サンプル

ウェブカメラ アップロード

人

157の画像サンプル

ウェブカメラ アップロード

トレーニング

トレーニング済みのモデル

詳細

プレビュー

モデルをエクスポートする

入力 オン File

ファイルから画像を選択するか、ここにドラッグ&ドロップします

Google ドライブから画像をインポートする

出力

猫 (人耳)

人 100%

猫の学習サンプルから
耳なし猫の画像二枚を除外

異時公衆送信教材の開発

●後期(秋学期)「社会情報論Ⅰ」の授業動画開発・・・教養基礎科目

●機械学習

The screenshot shows the Teachable Machine web interface. On the left, there are two categories: '猫 (人耳)' (Cat (Human Ear)) with 98 image samples and '人' (Human) with 157 image samples. Each category has a 'ウェブカメラ' (Webcam) and 'アップロード' (Upload) button. In the center, there is a 'トレーニング' (Training) button and a 'モデル' (Model) dropdown menu. On the right, there is a 'プレビュー' (Preview) section with a cat image and a 'モデルをエクスポートする' (Export Model) button. Below the preview, there is an '出力' (Output) section showing the model's predictions for the cat image, with '猫 (人耳)' and '人' listed. A red arrow points from the text below to the 'Train' button.

猫の学習サンプルから
耳なし猫の画像二枚を除外



その他 今後の検討事項

施行後の課題

●大学の著作権管理実態との整合性問題が生じる可能性

・帝京大学知的財産ポリシー

→本ポリシーが対象とする知的財産

本ポリシーが対象とする知的財産には、本学の教員等が、本学の管理する研究資金又は施設・設備・装置を用いて創出するなど、当該職員等の本学における業務と密接に関連した内容を持つと認められる以下の権利が含まれる。

特許権の対象となる発明、

実用新案権の対象となる考案、

意匠権の対象となる意匠、

育成者権の対象となる品種（以下「発明」という）

回路配置利用権の対象となる回路配置

著作権の対象となる著作物

研究開発成果としての有体物

施行後の課題

●学会誌に掲載された論文等

- ・出版に際して著作権譲渡タイプの規定を持つ場合
- ・利用許諾タイプの規定を持つ場合

●出版契約の雛形の再検討

●創作された著作物の種類あるいは創作過程によっては、利益相反や費用の付け替え問題が発生する。

ご清聴ありがとうございました

